氏名又は	
名 称	 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の1

あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国外財産調書 又は財産債務調書に係る控除又は加算」欄の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

_						100 C 10 H 3F 71/h		
G		G	Н	I	J	K	L	
			5%控除額に対応す る部分の額(注4)	Gが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の事実のみに基づいて関係のませれる場合	5%加算額に対応す る部分の額(注5)	G及びIが適用される国外財産又は財産に係るもの以外の事実のみに基づいて更正決定		G、I及びKが適用される国外 財産又は財産に係るもの以外の 事実のみに基づいて更正決定等
課税	取得財産の価額(1	※ 円	等があったとした場合の額	※ 円	等があったとした場合の額	Ж Н	があったとした場合の額
価格等	債務控除額(2						
か計算	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額(3	*		*		*	
(各人		4		円 ,000		円 ,000		円,000
の合計)	相続税の総額	5		00		00		00
	取得財産の価額 (注7)	6	円		円 円		円	
		7						
あな	純資産価額に加算される 暦年課税分の贈与財産価額	8						
たの	課税価格(⑥-⑦+⑧)	9		円 ,000	/	円 ,000	/	円 ,000
課	相続税額(10						
税価	法第18条の規定 による加算額	11)						
格等	税額控除額	12)						
の計	差 引 税 額(13)						
算	の贈与税額控除額	14)		00		00		00
	医療法人持分税 額 控 除 額	15)						
	(3-4)-(5)	16	/	ホ 00		00		F 00
増	差税額	17)	(20-22) 円		(22-23) 円	③(ヘーイ) 円		
L			00	00	00	00	00	00
加と	算税の基礎なる税額	18)	国外財産調書等に係る 5 % 控 除 額 分 1万円未満の端数切捨て 円		国外財産調書に係る 5%加算額分 1万円未満の端数切捨て 円		国外財産調書に係る 10%加算額分 1万円未満の端数切捨て 円	
			0, 000		0,000		0,000	

- (注) 4 国外財産調書に記載がある国外財産又は財産債務調書に記載がある財産に係る部分の額をいいます。
 - 5 国外財産調書が提出期限内に提出されない場合又は国外財産調書に記載がない場合等の国外財産に係る部分(6に該当するものを除きます。)の額をいいます。
 - 6 国外財産調書が提出期限内に提出されない場合又は国外財産調書に記載がない場合等の国外財産のうち、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得等に 係る書類等の提示等の求めに応じずその提出等をしなかった部分の額をいいます。
 - 7 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
 - 8 上記計算明細 (次葉の1) 中の「※」の付いた各欄には、当該通知の対象者がその財産等を取得等したかどうかにかかわりなく、5%控除額、5%加算額 又は10%加算額に対応する部分の額をそれぞれ記載しています。
 - 9 「(⑩一②)」とあるのは、隠蔽又は仮装部分の額(「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」のC欄)がない場合には「(⑲一②)」として計算しています。

(資 3-13-4-A4 統一)